

第2部 復興プロセス編

第1章 復興プロセス編の概要

第1節 復興プロセス編の目的

復興プロセス編は、被災後の復興の取り組みのなかで、行政の対応を中心に示したものです。「復旧・復興ハンドブック」（内閣府、令和3年3月）を参考に、復興まちづくりの段階、体制、対応行動等を整理します。

第2節 復興プロセス編の概要

復興プロセス編では以下の内容について示します。

1 復興まちづくりの流れ(第2章)

南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針を参考に発災から復興までの段階や復興まちづくりの概況を示します。

2 復興まちづくり体制(第3章)

当市に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害及び東日本大震災の教訓を参考に市民・事業者・行政等の協働による体制づくり、災害復興本部の構成を示します。

3 分野別の復興プロセス(第4章)

分野別に、市民・事業者・地域等の対応、行政の対応・支援策を示します。

4 東日本大震災時に活用された事業(第5章)

東日本大震災時に復興交付金を活用した代表的な事業を示します。

第2章 復興まちづくりの流れ

地震や津波で大規模な被害が発生した場合、復興施策に取り組むべき時期がわかるように、発災後の時間的経過に伴う3つの段階を設定します。各段階の発災からの期間はあくまで目安であり、各段階の状況を以下に示します。

避難生活期

発災から概ね2週間

○住民の概況

命を守るため避難し、その後宿泊可能な施設（指定避難所、宿泊施設、家族・親族の家等）に移動します

○復興まちづくりの概況

道路啓開や瓦礫撤去、被災者の応急的な生活の場を確保するための避難所の設置や仮設住宅の整備が開始されます



出典：大船渡市 東日本大震災記録誌

復興始動期

概ね2週間以降

○住民の概況

自力で仮住まいを確保できない場合は応急仮設住宅、親族等の協力を得て仮住まいを確保する場合は親族等の家、元の住まいが修復出来る場合は住宅の応急修理を行い生活します

○復興まちづくりの概況

被災者の日常的な生活を確保するため、ライフラインの応急復旧や仮設店舗の設置、被災した道路の整備、復興計画の作成等が進められます



出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

本格復興期

概ね6ヶ月以降

○住民の概況

個々の状況に応じて持家の再建、災害公営住宅への入居等により生活を再建していきます

○復興まちづくりの概況

被災者の恒久的な生活の場を確保するため、道路整備や生活再建支援等の復興事業が進められます



出典：大船渡市 復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

第3章 復興まちづくり体制

第1節 協働による復興まちづくり体制

被災した地域が迅速かつ着実に復興するためには、市民・事業者・行政・アドバイザー・外部の人材（復興業務を経験したことのある他自治体の職員等）による協働のまちづくりが重要です。本市では、復旧・復興まちづくりサポーター（西日本豪雨災害からの復興まちづくりのノウハウを持った職員）が初動を担う等円滑な復興に向けた体制構築に務めます。

阪神・淡路大震災以降の復興において、平常時からのまちづくり活動や地域環境について自主的に話し合いが行われていた地域では、早期に復興まちづくり協議会（地域の復興まちづくりの方針等を検討する組織）が設立された実績があります。

(1) 復興まちづくりの体制づくり

復興まちづくりでは地域の被災状況や居住者、土地所有者、事業者等の立場の違い等による住民意向の相違が課題となります。例えば、「浸水の危険性があるため、安全な場所に移りたい」「同じ場所に住み続けたい」「同じ場所で商店や事業所を継続したい」といった意見の違い等です。

自治体が策定を進めている復興計画は、復興の主役である地域住民の意向が反映され、その参画が得られることによって、実行性・実効性があるものになります。自治体単位の計画策定後に地区別のきめ細かい計画・復興への道筋が打ち出せるかどうか課題となっています。これらの課題に対応するには、地域住民、アドバイザー（専門家）、他自治体の復興業務経験者等の支援者が連携し、住民等が主体となる「復興まちづくり協議会」等の組織が重要となります（図 2-1）。また、復興まちづくり協議会の構成員となる自治会は、地域住民の意見を取りまとめることが期待されるため、平常時の活動頻度や活動内容が重要となります。

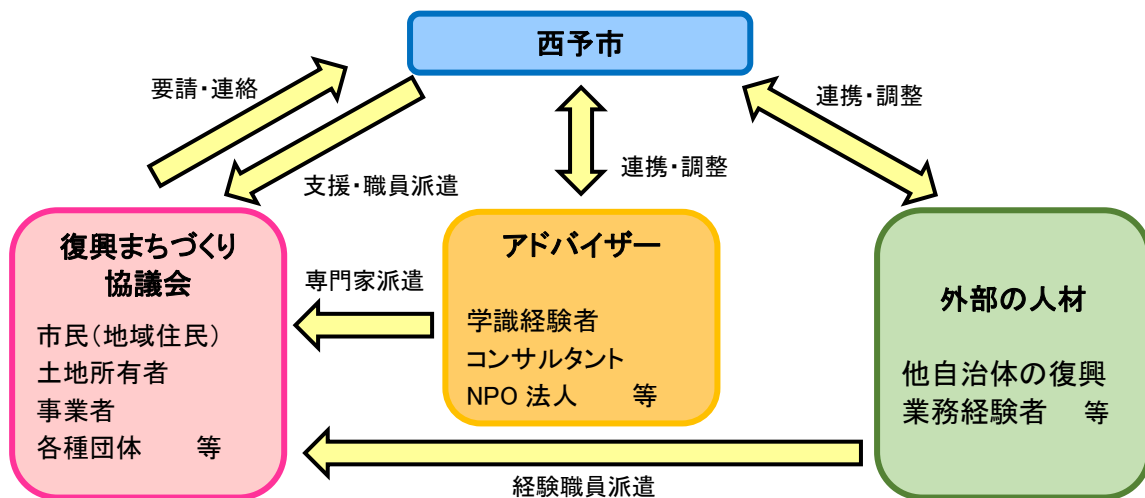


図 2-1 復興まちづくり体制のイメージ

(2) 復興まちづくり組織（案）

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、被災後に地域の復興まちづくり方針等を検討する「復興まちづくり協議会」が考えられます（表 2-1）。

被災前の居住者、土地所有者及び事業者等が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民への情報提供や意向把握、復興まちづくり方針、復興まちづくり案の作成等を行います。

表 2-1 復興まちづくり協議会の概要

設置時期（目安）	発災後概ね2か月～
構成メンバー（案）	被災した地域住民や地域の事業者等
アドバイザー（案）	学識経験者、コンサルタント、NPO 法人等
経験職員（案）	他自治体の復興業務経験者等
活動内容（案）	地域住民への情報提供 地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案



図 2-2 復興まちづくり協議会

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

第2節 庁内復興まちづくり体制

被災した地域を迅速かつ着実に復興するため、西予市における復興まちづくりの体制を示します。

(1) 復興まちづくりの体制づくり

① 災害対策本部と災害復興本部の連携について

両本部の構成員はほぼ重複しているため、災害対策本部関係会議開催後、続けて災害復興本部関係会議を開催するなど、効率的な会議運営に努めるものとします。

また、復興の進め方に大きな影響を与える「がれき処理基本方針」「応急的な住宅供給計画」「広報・広聴」といった応急事業計画等については、両本部でとくに緊密な連絡調整を行います。

② 災害対策本部の縮小・廃止と災害復興本部への引継ぎ

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対策の完了に伴い、災害復興本部への引継ぎ、もしくは通常業務への移行を行います。

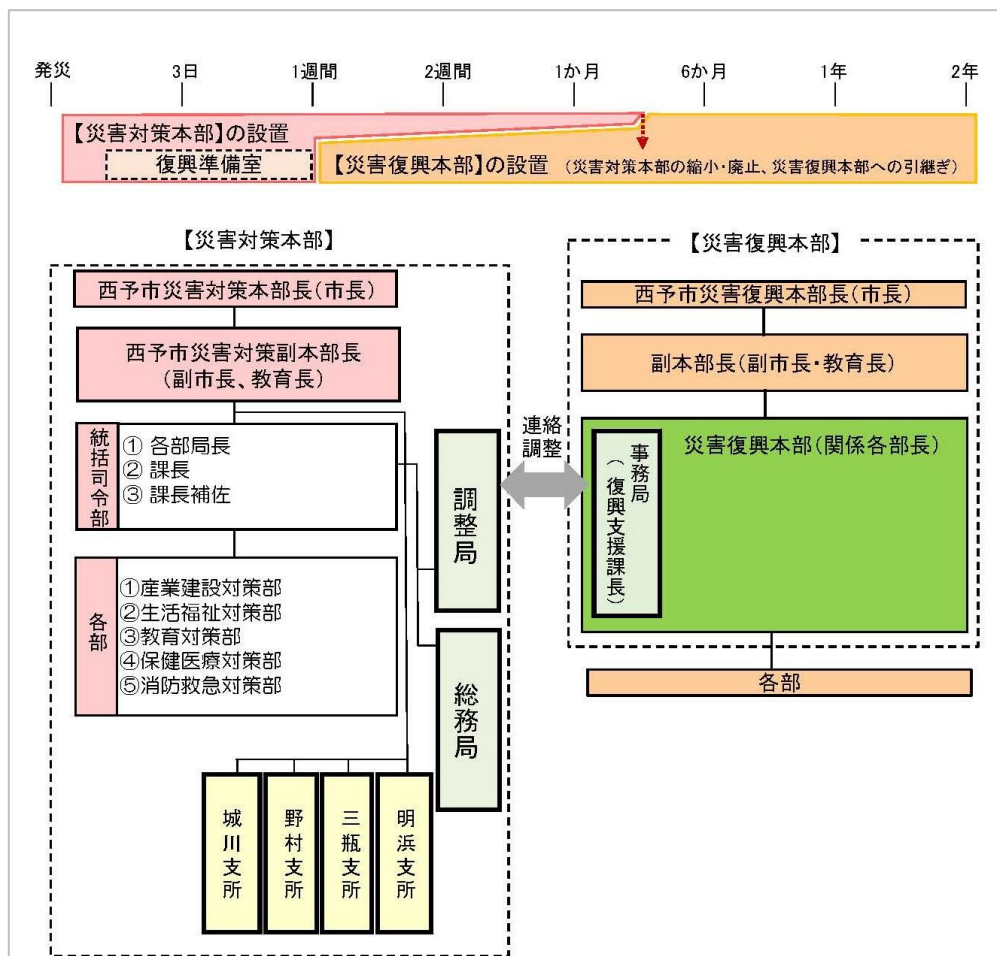


図 2-3 災害対策本部から災害復興本部への移行イメージ

(本市における初年度の災害復興本部の体制イメージ)

次頁に示す大船渡市の体制を参考に、発災初年度の災害復興本部の体制として、復興支援課、既存のまちづくり推進課に用地調整班、集団移転班、住宅整備班を新たに組織するとともに、東日本大震災の課題でもあった災害による肉体的・精神的ダメージを受けた被災者に対する迅速かつ総合的な支援のため、被災者の生活支援を目的とした生活支援課を避難生活期の段階で組織することを検討します。

また、本市では平成30年7月豪雨災害に係る被災者の生活支援及び被災地域の復興支援策の企画立案、災害復興事業を調整するため復興支援課を設置、現地対策及び復興支援事業の推進を図るため、総務企画部復興支援課の直下に野村復興支援室を設置し対応した実績があります。本市における発災初年度の災害復興本部の体制イメージを図2-4に示します。

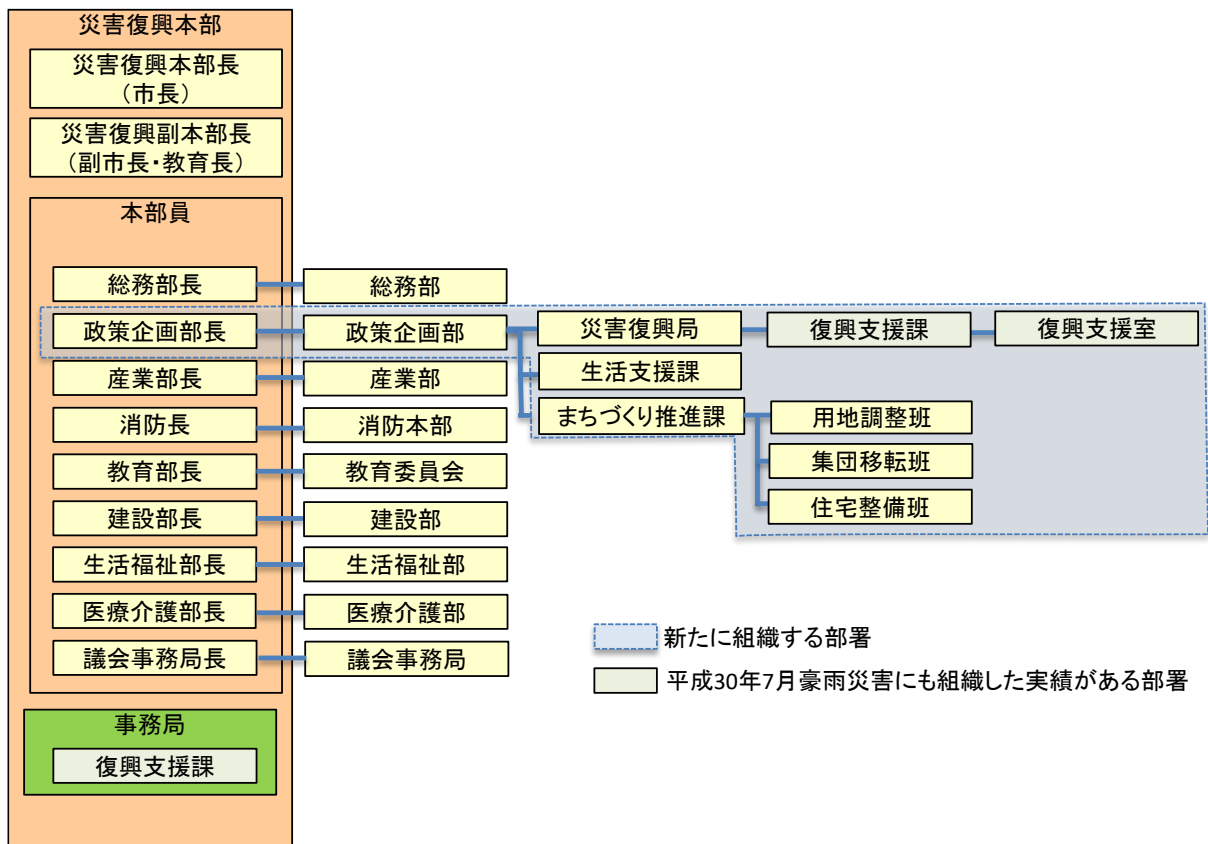


図 2-4 災害復興本部の体制イメージ

<参考>

大船渡市における災害復興局職員体制の変遷

災害復興局職員体制

※()内はうち派遣職員数

年度	職員数	災害復興局長	復興政策課	集団移転課	市街地整備課	大船渡駅周辺整備室	土地利用課	被災跡地利用推進室
平成23年度	8(2)	1						
平成24年度	31(12)	1	15(8)	8(2)			7(2)	
平成25年度	45(21)	1	16(8)	13(6)		3	12(7)	
平成26年度	47(21)	1	15(6)	10(4)		3	18(11)	
平成27年度	48(21)	1	12(3)		18(12)	3	11(5)	3(1)
平成28年度	47(20)	1	12(3)		17(11)	3	11(5)	3(1)
平成29年度	41(15)	1	10(2)		14(7)	3	10(5)	3(1)
平成30年度	37(12)	1	11(3)		9(4)	3	10(4)	3(1)
令和元年度	28(4)	1	8		6(1)	3	7(2)	3(1)
令和2年度	19(2)	1	7(1)			2	6	3(1)

注1)平成27年度に復興の進捗状況や新たな課題に効率的に対応するため、集団移転課を廃止し、市街地整備課と被災跡地利用推進室を新設。
 注2)集団移転課所管事務は防災集団移転促進事業に係る基本計画策定を終え、平成27年度に防災集団移転促進事業に係る復興交付金事務を復興政策課、工事管理関係は市街地整備課へ移管。
 注3)土地利用課所管事務のうち土地区画整理事業及び大船渡駅周辺事業は、体制強化等のため平成27年度に市街地整備課へ移管。
 注4)大船渡駅周辺整備室は平成25年度土地利用課内に設置。組織改変に伴い、平成27～令和元年度まで市街地整備課内、令和2年度は土地利用課内に設置。
 注5)被災跡地利用推進室は平成27年度土地利用課内に設置。
 注6)令和元年度末に大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の完了を見据え、市街地整備課を廃止。
 注7)市街地整備課所管事務は、令和2年度に土地利用課へ移管。
 注8)災害復興局は令和2年度末で廃止、所管事務は既存部課へ移管。



大船渡市復興計画推進委員会の様子(平成27年度第3回)

大船渡市では、平成23年3月13日頃から復興に向けた新たな組織体制の検討に着手しました。検討にあたっては、大船渡市のチリ地震の災害誌や他市の災害誌を参考にしました。3月23日、東日本大震災からの復興を推進する専任部局として「災害復興局」が設置され、局長以下6名を配置しました。

その後、平成24年度からは、市長を本部長とする復興計画推進委員会を設置し、令和2年度まで継続して、復興の推進に取り組みました。

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

<参考>

平成 30 年 7 月豪雨における西予市復興対策本部の設置・運営)

1 西予市復興対策本部の設置・運営

平成30年8月16日に「西予市復興対策本部」を設置し、原則月1回のペースで本部会議を実施しています。

本部会議では、復興対策本部の進め方や復興まちづくり計画の策定に向けた協議を行っています。復興対策本部では、復興に関する基本方針、基本施策を決定している他、復興計画書の策定、進捗管理、主要事業の方針等を協議する機関としての役割を担っています。



復興対策本部



復興対策本部

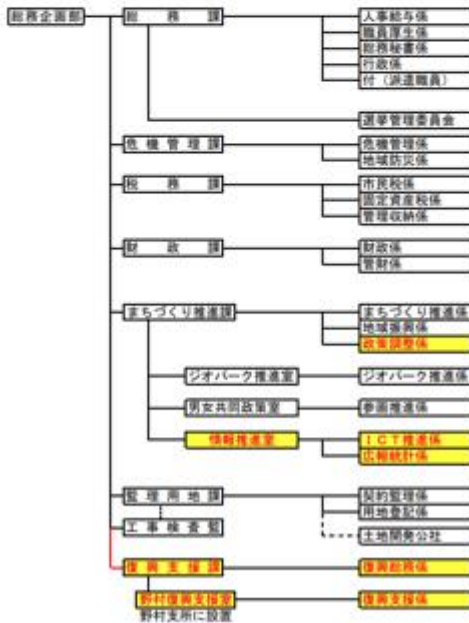


図 復興支援課及び野村復興支援室の設置

また、平成30年8月6日付け人事異動にて、豪雨災害に係る被災者の生活支援及び被災地域の復興支援策の企画立案、災害復興事業を調整するため復興支援課を設置しました。

また、現地対策及び復興支援事業の推進を図るため、総務企画部復興支援課の直下に野村復興支援室を設置し、災害復旧体制の強化を行いました。

出典：西予市災害記録誌

第4章 分野別の復興プロセス

「復旧・復興ハンドブック」（令和3年3月、内閣府）を参考に、復旧・復興対策として特に発災後の比較的早い時期から着手すべき「復興に関連する応急対策」及び復興施策全般に係る「計画的復興への条件整備」についての取り組みを示すとともに、被災地の復旧・復興の大きな目標である「すまいとくらしの再建」「安全な地域づくり」「産業・経済の復興」の5つの分野についての取り組みを示します。

本計画で示す分野別の復興プロセスは、被害が甚大な地域を想定したものであり、被害の状況や地域の特性によって、復興のプロセスは異なります。

(1) 復興に関連する応急対策

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
被災状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 各施設管理者・事業者は、把握した被害の概要を随時、市町・県に報告する。 市民・事業者は、落下物やブロック塀の倒壊等の危険区域には近寄らない、初期消火等の二次災害の防止に努める。 自治会等は、危険区域等の二次災害に係る情報を共有する。 事業者等は、被害状況、復旧状況を市民等に周知し、二次被害の防止、不安解消に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地全体の被災状況を把握する。 被害の拡大や二次災害防止のために危険区域を把握し、避難指示、立入禁止措置等の危険性の周知、警戒避難体制の整備を行う。 特に被害の拡大が懸念される場所では、専門技術を有するTEC-FORCE(国土交通省)が集中的に対応する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・自治会等は、行政から依頼があった場合に法制度の適用にあたって必要な情報提供を行う。 市民・事業者・自治会等は、行政が実施する住宅再建意向調査等の各種調査に協力する。 自宅が被災した市民は、罹災証明を申請し、自宅の被害認定を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法制度により適用可能な補助金申請に必要な情報の記録、書類の作成を行う。 被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査を速やかに実施する。 被災者からの申請に応じ、罹災証明書を遅滞なく交付する。(災害対策基本法 平成25年6月) 			
災害廃棄物等の処理	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、災害廃棄物をあらかじめ分別することで復興まちづくりに係る工期の短縮につながるため、行政が指定する廃棄物の分別方法に協力する。 市民等は、公費解体を実施する場合に、災害廃棄物撤去の申請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助・救出に必要な動線の確保のための堆積物の除去、生活ごみの処理を適正かつ迅速に行う。 災害廃棄物の処理が遅延しないよう、早期に処理体制を構築するとともに、仮置場や処理施設等を確保する。 			

(2) 計画的復興への条件整備

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
復興体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、地域主体の復興まちづくりが行われるよう復興まちづくり協議会等の復興体制の整備に協力をを行う。 市民・事業所は、復興体制の一員であることを認識し、適切な合意形成に努め、復興対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するために、全庁的な体制を構築するとともに、それを統括、調整するため「復興本部」を設置する。 県は、各市町における被害状況をとりまとめ、応援職員の配置等の広域的な調整を行う。 国、県、市町の役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ復興対策を推進する。 			
復興計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 自治会やまちづくり協議会等は、市民に対し、復興計画策定に係る説明会への参加を促す。 市民・事業者は、市と一体となって、より効果的に復興事業を進めていくために、行政が実施するアンケート等の意見聴取に積極的に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各計画との整合性の検討、庁内各部署の調整を行った上で、復興計画作成の基本的方針の庁内原案を作成する。 市街地整備の方針等を示す復興計画を策定し、計画の内容について市民・事業者・自治会等と共有するための説明会を開催した上で、復興計画の公表等を行う。 			
広報の・相談対	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・自治会等は、発災後に同じ課題に直面している被災者がいる可能性等を踏まえ、行政で必要な支援措置が円滑に行えるように不安、悩み、要望等を積極的に行政に伝えるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の不安や悩みを解消するため、相談対応窓口を設け、必要な情報を提供する。 行政等が行う支援措置や法律問題等に係る適切な相談対応窓口を紹介する。 			
金融・財政面の措置	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・自治会等は、発災後に復興対策を迅速かつ効果的に実施していくために、行政から提供される金融・財政面の支援に係る情報を収集するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生後から短期間に多岐にわたる復旧・復興事業の実施を目的として、復興財源の確保を図る。 			
	—	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金計画を作成する。 			

<参考>

大船渡市における復興計画の策定

大船渡市では復興計画を策定するにあたり、学識経験者、議員、農水産業関係者、医療福祉関係者、建設業関係者、交通事業者、行政関係者から構成された災害復興計画策定委員会を設置しました。震災の約2ヶ月後の5月12日には第1回災害復興計画策定委員会を開催し、計7回開催しました。またこの頃から、復興計画策定支援として国土交通省と契約しているコンサルタント会社が、大船渡市の支援として策定業務に加わり、津波浸水シミュレーションや会議記録の取りまとめ等を行いました。

また復興計画の専門事項に関して、調査研究及び素案を作成する機関として専門部会を設置しました。専門部会は、①市民生活部会、②産業経済部会、③都市基盤部会、④防災まちづくり部会の4部会を設置しました。第1回専門部会は5月22日にワークショップ形式で開催し、計3回開催しました。



大船渡市災害復興計画策定委員



専門部会

出典：大船渡市 東日本大震災記録誌

(3) すまいとくらしの再建

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
緊急の住宅確保	・市民は、住宅の応急修理等に関する支援策に係る情報を収集する。	・災害救助法による住宅の応急修理を実施する。災害救助法等の対象外となった住宅に対する支援策（住宅ストックの活用、利子補給、建設業者の斡旋等）を検討する。			
	・市民・事業者は、行政より実施される居住意向調査等の各種調査に協力する。 ・自治会等は、できる限り入居先の把握に努める。	・住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を踏まえ、応急的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。居住意向調査を踏まえ、入居者が恒久的な住宅に移行できるよう支援する。 ・応急的な住宅の供給計画に基づき、応急仮設住宅を建設、入居者の募集・選定を行い、避難者や暫定的な疎開者の入居を促進する。			
	・入居者は、仮設住宅の撤去に協力する。 ・自治会や復興まちづくり協議会等は、仮設住宅の撤去時期を入居者に周知することに協力する。	・利用が長期化し、応急的な住宅の空き住戸が発生した場合には、多人数世帯等への対応も踏まえて必要な措置を実施する。 ・仮設住宅の撤去時期を入居者へ周知し、撤去を行う。仮設住宅の屋内外設備・資材は再利用に努め、廃棄物の排出を抑制する。			
雇用の維持・確保	・事業者は、本格営業等のために必要な従業員数を把握し、他事業者等と協働で、合同就職会等を開催する。 ・市民・事業者は、市から依頼された雇用状況調査に積極的に対応する。 ・市民・事業者は、行政より広報される経済的な支援や就職あっ旋に係る情報を収集する。	・迅速かつ的確な雇用対策を展開するために、正確な雇用状況を把握し、市民に情報提供する。 ・雇用調整助成金の活用等により被災事業所等の雇用の維持を図る。 ・就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者へ経済的支援を実施するとともに、就労の場を失った者に対する再就職斡旋等の支援を行う。			
被災者への経済的支援	・市民・事業者は、義援金に関する情報を収集する。	・義援金の受付窓口を県庁、市役所、出張所等に設置し義援金を直接受け付ける他、銀行等の金融機関に普通預金口座を開設し、義援金の募集を行う。			
	・避難生活期及び復興始動期に、市民・事業者は、生活実態に基づき、必要な経済的支援を行政に要望する。	・各世帯の被害調査及び生活実態の調査を基に支援対策を検討する。災害により世帯主が死亡するなど、経済基盤を失った被災者に対して、災害弔慰金等を支給する。			
	・市民・事業者は、行政より広報される経済的支援策の対象者の範囲等を確認し、申請を行う。	・義援金を募集・配分するための義援金配分委員会を設置（地方公共団体、日本赤十字社、マスコミその他の関係機関者により構成）する。			
	・本格復興期に、市民・事業者は、生活実態に基づき、必要な経済的支援を行政に要望する。	・義援金の処理にかかる監査を行うとともに支給状況を公表する。			

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
公的サービス等の回復	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、各機関・施設の再開に関する情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各機関、施設の再開状況に関する情報を収集し、市民等に情報提供する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、公的サービスの復旧計画等を策定し、行政に報告する。 避難生活期及び復興始動期に、市民・事業者は、生活実態に基づき、必要な公的サービスを行政に要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の被災状況や避難所としての利用、復興状況等を勘案し、かつ児童・生徒に対する教育が滞ることのないよう、優先的に学校施設の再建を行う。 災害による新たな医療・福祉ニーズの発生に柔軟に対応できるよう、仮設診療所や巡回移動診療所、新たな福祉サービスを検討する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージに対処するため、一人で抱えずに相談対応窓口を活用する。 市民・事業者は、復興期にボランティアが撤回しても問題がないように活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談やメンタルヘルスケア事業等を実施し、健康維持に関する支援を行う。行政とボランティアとの連携体制を確立し、早期復興をめざす。 ボランティアが活力を十分に発揮できるよう、行政とボランティアとの連携体制を確立する。 			
恒久住宅の供給・再建	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、住宅再建支援制度等の情報等を収集する。 市民は、再建や復興公営住宅の入居希望等を把握するための意向調査に協力する。 市民・事業者は、行政が計画的な住宅供給が行えるように協力する。 市民は、行政より広報される公営住宅の入居基準等を確認し、申請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管省庁や住宅金融公庫等に対して、必要に応じて各種手続きの簡素化や制度の弾力的運用(利率、償還期間等)を要請する。 住宅補修に係る相談所を開設するとともに、説明会、広報紙、マスコミ等を通じて情報を提供する。 計画的な住宅供給を行うために、住宅供給に関する基本計画を作成する。住災害により宅地を被災した者に対して、被災状況に応じて宅地の買い取り、融資の実施、住宅移転先の斡旋等を実施する。 既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら措置を講じる。被災したマンション等の再建は、建設資金の確保、既存不適格建築物、住人の合意形成等で様々な問題点を抱えているため、その問題解決を支援する。 災害により公営住宅・共同施設が滅失又は著しく損傷した場合は、建替又は補修の必要性を検討する。公営住宅等の入居者の選定基準の作成及び募集・選定を行う。 			

<参考>

応急仮設住宅の種類について

① 応急仮設住宅(建設型)

震災後、公共空地等に新たに建設するプレハブ住宅のことで、平屋の長屋タイプの建物が一般的です。

② 応急仮設住宅(借上げ型)

既存の民間賃貸住宅等の空き部屋を行政が借上げ、応急仮設住宅として市民に提供する形の応急仮設住宅のことで。

東日本大震災では、応急仮設住宅の建設を待てない多くの被災者が自ら応急仮設住宅を確保する状況が発生し、家賃補助の支援が実施されることとなりました。大船渡市では、支援自治体の浜松市が応急仮設住宅建設シミュレーションを実施していたことが、応急仮設住宅建設における建設用地の絞り込みに役立ち、建設工事の早期着工に結びつけることができました。



市内で最初に建設された
地ノ森応急仮設住宅



市内で最大の規模となった
長洞応急仮設住宅

出典：大船渡市 東日本大震災記録誌

(4) 安全な地域づくり

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
公共土木施設等の災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、行政より広報される公共土木施設等の災害復旧等に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、被害状況を早期に把握して関係各省庁に報告し、災害復旧に向けた支援を受ける。 被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を一刻も早く回復させるために、必要に応じて応急工事を実施する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、特に海岸の整備方針、避難の軸となる公園・緑地の整備方針に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた公共施設等の管理者は、速やかに災害復旧計画概要書(査定設計書)を作成する。 土砂災害の発生による被災箇所の復旧と、再発を防止するための砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備を図る。 山地における災害の発生による被災箇所の復旧と、再発を防止するための治山施設の整備を図る。 被災した河川施設の災害復旧を図るとともに、被災箇所以外も含めた河道の整備、調整施設や放水施設の整備を図る。 被災した海岸施設等の復旧を図るとともに、防潮堤や河川堤防・水門等の高潮対策施設の整備を進める。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 海岸管理者である県が定める海岸堤防の高さや公園・緑地の整備方針が、市民等が目指す復興の絵姿と一致しているか確認する。 ※岩手県大槌町赤浜地区・白石地区では、災害危険区域の指定や高台への移転により海岸堤防を既存高さ等の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の治水施設の整備に加えて、雨水が河川へ流入する量を減少させることにより、地域の治水力を向上させる。 土砂災害対策のハード整備等を行う。森林の維持・造成を通じて、治山施設の整備による荒廃山地の復旧等を実施する。 			
都市基盤施設の復興	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開の協定業者は、道路パトロールの結果を道路管理者へ報告し、行政の指示を踏まえ啓開作業を行う。 事業者は、行政と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに使用可能な停泊場、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。 ライフライン事業者は、施設の被害調査を行い、市へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市は、管理する道路について被害調査を行い、高速道路、国道等も含めて、被害状況及び調査結果を共有する。 事業者と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに使用可能な停泊場、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。 市が管轄するライフライン施設の被害調査を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 復興始動期に、市民・事業者は、行政より広報される都市基盤施設の復興に係る情報を収集する。 	—			
	<ul style="list-style-type: none"> 本格復興期に、市民・事業者は、行政より広報される都市基盤施設の復興に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市は、原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。 応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性を踏まえ復旧・復興の方針を決定する。 復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。 道路整備では、防災性の向上に加えて、市街地の道路空間がより快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路環境の整備を図る。 防災拠点として既存の公園の拡充・整備を行うとともに、広域的・地域的な防災拠点となる公園の整備を図る。 土地区画整理事業等により面的整備を行う場合、市街地復興事業とあわせ、ライフライン施設の整備を図るとともに耐震性の強化を進める。 			

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
安全な市街地・公共施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 復興始動期に、市民・事業者は、行政より広報される市街地や公共施設の整備に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生した被害の状況を踏まえた防災的方策を講じると同時に、総合計画等の既存上位計画や個別施設の整備計画等の内容に配慮し、復旧・復興の基本方向を決定する。 県は、市と調整し、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合、1月以内の建築制限を行う。(建築基準法第84条) 学識者等による安全性の調査、居住者の移転意向の把握等を実施した上で、県又は市は、条例に基づき災害危険区域を指定する。(建築基準法第39条) 建築基準法による建築制限を実施しつつ、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことで長期的建築制限を行う。 復興まちづくり計画づくりは必要な手順に従い、被災者の生活再建や産業・経済再建施策との十分な調整を行い、市民の意向を反映しながら進める。 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等、漁業集落においては、漁港漁村総合整備事業、漁業集落環境整備事業等を活用し、被災地の基盤整備を図る。 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 本格復興期に、市民・事業者は、行政より広報される市街地や公共施設の整備に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の防災性向上の一環として、特に密集市街地では、火災の延焼防止対策を実施する。 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等を活用し、被災地の基盤整備を図る。 危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。 			
文化の再生	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活期、復興始動期に、市民・事業者は、行政からの依頼等を受け、文化財等の被災状況調査を行う。 民間所有者は、行政と文化財の修復に関する協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 展示品の仮保管場所の確保等を進め、国への助成の要請を行う。なお、民間施設については、復興基金の活用等による再建支援策を創設する。 文化庁や歴史的資料保存等の関係団体等に協力を依頼し、被災状況調査を行う。 民間所有の文化財等が被災した場合、廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて所有者と修復に関する協議を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、災害の記録とそこで得た教訓を後世に伝えるための活動を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害教訓を後世に伝えるために災害記録を作成する。 記録として残すべきデータや資料については、組織的に収集・整理する体制を構築する。 目立つ場所に浸水(津波・高潮・風水害)の到達表示を行うことで、在住者のみならず、訪問者に対する啓発も行う。 			

<参考>

宅地・公共施設の移転・嵩上げについて

防災集団移転促進事業は、災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の円滑な推進を図るものです。

10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数）が必要であるが、東日本大震災では平成23年度拡充措置（東日本大震災の特例）により5戸以上で1団地として認められました。

大船渡市では、平坦な土地が限られており、1団地に必要な5戸分のまとまった敷地の選定が難しいこともあり、5戸が隣接していなくても事業用地として認められるように国に働きかけ、新たな基準として認められた。この手法は「差込型」といわれ大船渡市の特徴的な取り組みとなりました。

地域の課題を認識し解決策を検討する対応も求められています。



泊地区の防災集団移転地「結の丘」

出典：大船渡市 東日本大震災記録誌

(5) 産業・経済の復興

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
情報収集・提供・相談	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、行政より実施される業種ごとの被害状況調査に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に定める被害状況の情報収集のほか、業界団体や金融機関、商工会、農林漁業団体等を通じて、業種ごとの被害状況を把握する等、必要な調査を実施する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、行政より広報される融資取扱金融機関等に係る情報を収集する。 市民・事業者は、新たな発注先等の発注の開拓に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に被害・復旧状況を確認・把握する。行政、商工会及び農業協同組合等が一体となった産業復興に関する相談体制を構築する。的確な相談・指導を行い、円滑な再建へと誘導するために、相談窓口を設置する。 事業の継続・再開支援策(特に下請け企業に対する施策)を適切に展開するため、取引状況を把握する。被災前の地域経済特性の把握と同時に、直接被害・間接被害を受けている被災事業者及び被災額について推計し、資金需要を把握する。 事業所の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ、取引のあつ旋の実施を検討し、必要性が認められた場合、発注開拓担当部局を設置する。 発注開拓担当部局は、広く企業を訪問すること等により発注の開拓を図る。 他都道府県の企業の情報についてもできる 			
中小企業の再建	<ul style="list-style-type: none"> 復興始動期に、市民・事業者は、行政より広報される事業所再建のための資金融資等に係る情報を収集する。 市民・事業者は、行政より広報される中小企業再建のための資金融資等に係る情報を収集する。 事業者は、復興まちづくり協議会や行政が参加する説明会に参加し、復興まちづくり計画を把握し、店舗・事業所再建の参考とし、再建計画を検討する。 事業者は、行政の支援策を活用し、店舗・事業所等を再建する。 本格復興期に、市民・事業者は、行政より広報される中小企業の再建に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地を管轄する金融機関に対して、貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の特別措置の実施について要請を行う。被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。 交通事情等を踏まえ、臨時の経営相談窓口を設置し、融資制度等の事業再建に係る情報を提供する。 従前レベルでの施設再建にとどまるのではなく、設備や技術の高度化を図り、生産性や効率性を高めることが重要であるため、施設の被災により衰退した企業に対して各種の事業の高度化支援を実施する。 被災した事業者に対し、民間の賃貸工場・店舗や移転可能な事業用地に関する情報を提供する。 施設整備による効果を十分検討した上で、必要に応じて計画の前倒しによる施設の整備を図る。 			
農林漁業の再建	<ul style="list-style-type: none"> 風評被害対策のために行政への情報提供に協力する。 市民・事業者は、行政より広報される国、県、各種金融機関等の行う融資制度等に係る情報を収集する。 市民・事業者は、行政より広報される農林漁業再建のための資金融資等に係る情報を収集する。 市民・事業者は、行政より広報される農林水産者の生産技術に係る情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費地への情報提供等の風評被害対策をする。 国、県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を農林漁業者や各種団体に周知し、その活用を図る。 災害復旧事業では、災害を受けた農地・農業用施設を速やかに原形復旧又は従前の効用を持つ農地等に復旧する。 災害関連事業は、災害復旧事業のみでは再度被災するおそれがある場合に、再度の被災を防止するために、被災施設及び関連する脆弱な未被災施設の補強等を災害復旧事業と併せて行う。 被災した農林水産業者に生産施設の再建までの間に必要な代替施設を提供する。 各種のセミナー、研修会の開催や、生産者間の交流を促進するとともに、被災した農林水産業者の生産技術の向上と新規就労者の育成を図る。 物産展の開催、マーケティング調査を行う等、生産物の販路の拡大を図る。 			

<参考>

産業・経済の復興について

大船渡市では、市内に 81 施設 496 区画を整備した仮施設をはじめ、被災中小企業の事業再開に向けた各種施策により、早期の事業再開と雇用の確保が図られました。

水産業に関しては、漁船や養殖施設、漁港施設の復旧のほか、水産業の再開に向けた各種施策により、漁業生産活動の早期再開が図られました。また国などの支援により、被災した水産流通加工施設・設備の早期復旧・復興が図られ、水産食料品出荷額は震災前を超える水準となりました。

農林業に関しては、共同利用施設の整備や共同利用農業機械等の生産資材導入を支援することで農業生産に係る環境整備が図られました。



中心市街地に再建した水産事業者

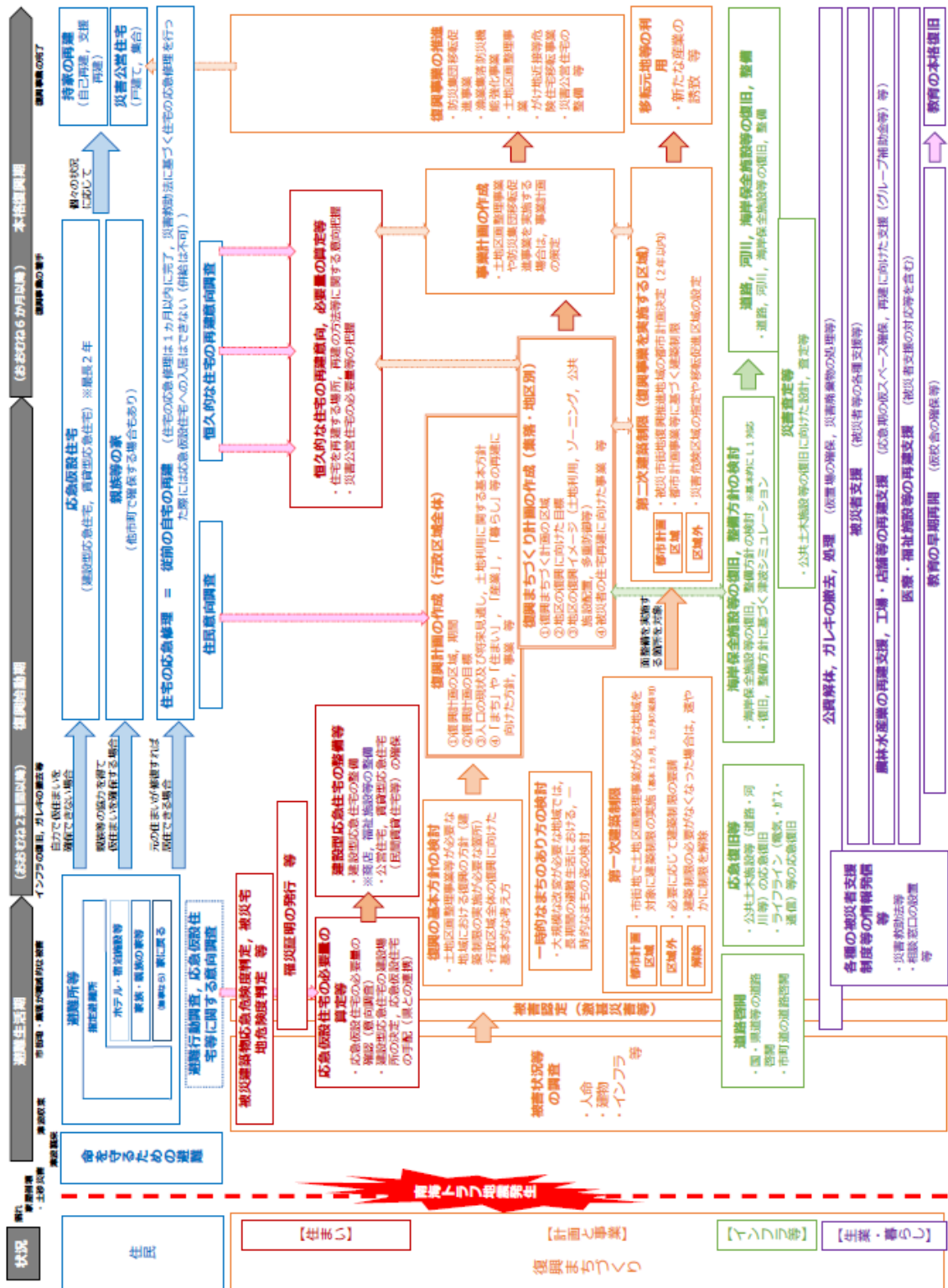


トマトの養液栽培がおこなわれている大規模園芸施設(末崎町)

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

＜参考＞

「南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針」(令和3年3月)にとりまとめられたこれまでに発生した災害後の復興プロセスを分析し、発災後の時間経過に応じた「住まい」と「まちづくり(計画と事業)」の標準的な復興プロセスを以下に示します。



第5章 東日本大震災時に活用された事業

復興交付金とは、平成 23 年 12 月に成立した「東日本大震災復興特別区域法」により、激甚な被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業を対象に、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる目的で創設された交付金です。

そのうち東日本大震災時に活用された代表的な事業を以下に示します。

(1) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業です。補助対象としては、ほ場整備、農用地開発、農道整備、農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、復興一体事業、草地畜産基盤整備、森林環境保全整備、森林居住環境整備、漁港環境整備等があります。

表 2-2 農山漁村地域復興基盤総合整備事業の概要

項目	内容
補助対象	復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の整備、農地・宅地の一体的整備等
補助要件	被災地域の生産基盤、集落基盤整備等により、農山漁村地域の復興が図られること
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町、民間団体
基本国費率	国：1/2 地方公共団体：1/2（中山間地域については国：55%、地方公共団体 45%） 別途、地方負担軽減措置有



図 2-5 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（イメージ）

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では震災前の経営耕地面積 380ha のうち 76ha が被災しました。農用地災害復旧関連区画整理事業として、県が主体となり吉浜地区、吉浜大野地区の整備事業を行いました。

■事業期間:平成 24 年度～平成 29 年度

■事業費:1,981,000 千円



圃場整備後の農地(三陸町吉浜)

出典:大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

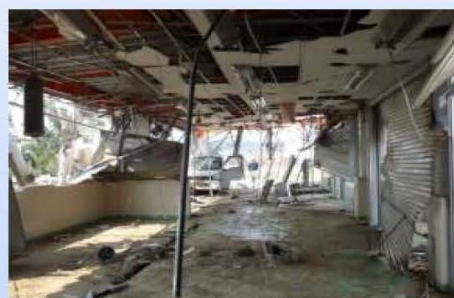
(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業

東日本大震災により被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る事業です。

表 2-3 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の概要

項目	内容
補助対象	・被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備等 ・災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化等
補助要件	被災した地域の復興とともに、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流等の促進が図られること
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町、農林漁業者等の組織する団体等
基本国費率	国：1/2 以内、事業実施主体：国費残分 別途、地方負担軽減措置有

○ 施設の被災状況、整備の例



活性化施設の被災状況



沈下した基礎部の補修、補強



柱・梁の歪みの補修、補強

図 2-6 施設の被災状況、整備の例

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では津波で流出した菌床しいたけ栽培施設、農産物処理加工・集出荷施設を日頃市地区に移転復旧したほか、津波や停電で被災した菌床しいたけ生産者の生産資材購入を支援するなど、特産品の生産復旧に向けた取組を行いました。

■事業期間:平成 24 年度～平成 26 年度

■事業費:222,287 千円



移転復旧した菌床しいたけ栽培施設(日頃市町)

出典:大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

(3) 道路事業

(市街地相互の接続道路等、高台移転等に伴う道路整備、道路の防災・震災対策等)

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備、高台移転等に伴う道路整備、防災・震災対策を実施する事業です。

表 2-4 道路事業の概要

項目	内容
補助対象 補助要件	・地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備及び防災・震災対策等（補助国道、県道、市町道）
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町
基本国費率	国：5.5/10～7.0/10 地方公共団体：4.5/10～3.0/10 別途、地方負担軽減措置有

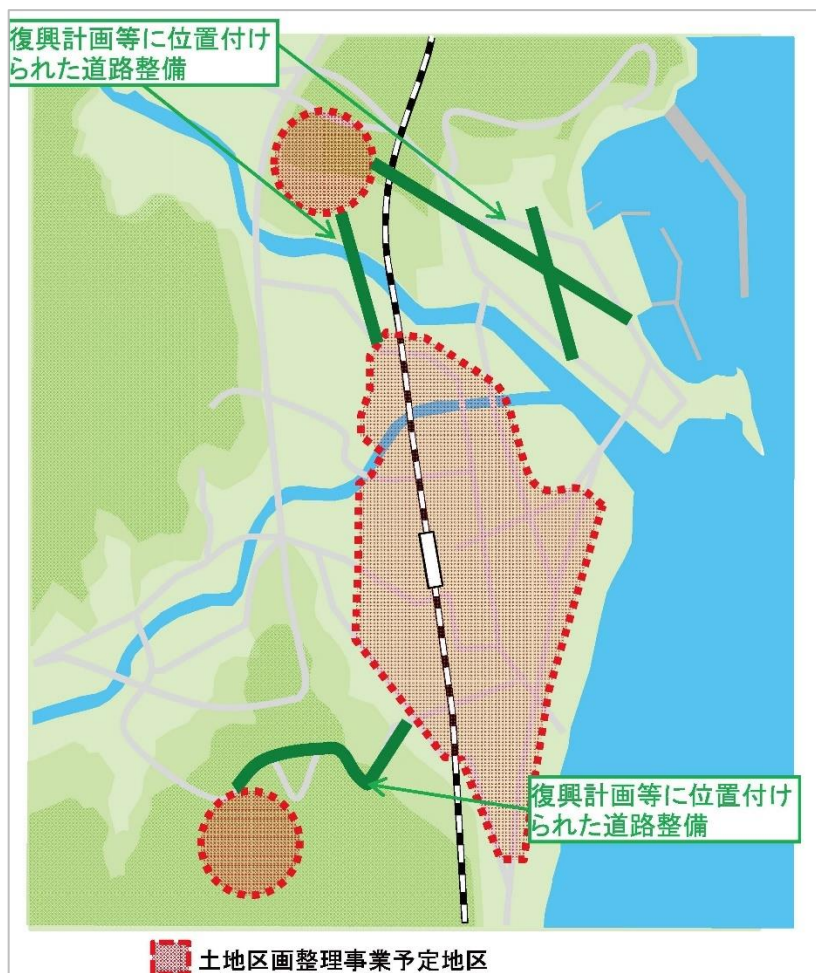


図 2-7 復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では、岩手県や大船渡市が主体となり下記の道路復旧事業や道路新設・改良事業が行われました。

■事業期間:平成 24 年度～令和2年度

■事業費:9,690,381 千円

【被災した道路の復旧】

- ・主要地方道大船渡綾里三陸線
- ・主要地方道大船渡広田陸前高田線
- ・県道丸森権現堂線
- ・県道基石海岸線
- ・県道崎浜港線
- ・市道野々田川口橋線ほか

【道路の新設・改良】

- ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画)
- ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画)
- ・主要地方道大船渡広田陸前高田線
- ・主要地方道大船渡綾里三陸線
- ・県道崎浜港線
- ・県道基石海岸線
- ・市道沢田宮野線、永沢線、峰岸線、吉浜漁港線、野々田川口線ほか



新たに整備・開通した三陸沿岸道路

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

(4) 津波復興拠点整備事業

復興の拠点となる市街地を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う事業です。

表 2-5 津波復興拠点整備事業の概要

項目	内容
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用：計画策定費、コーディネート費 ・津波復興拠点のための公共施設等整備：地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等 ・津波復興拠点のための用地取得造成
補助要件	津波により甚大な被災を受けた地域において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として定められていること等
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町
基本国費率	国：1/2、地方公共団体：1/2 別途、地方負担軽減措置有

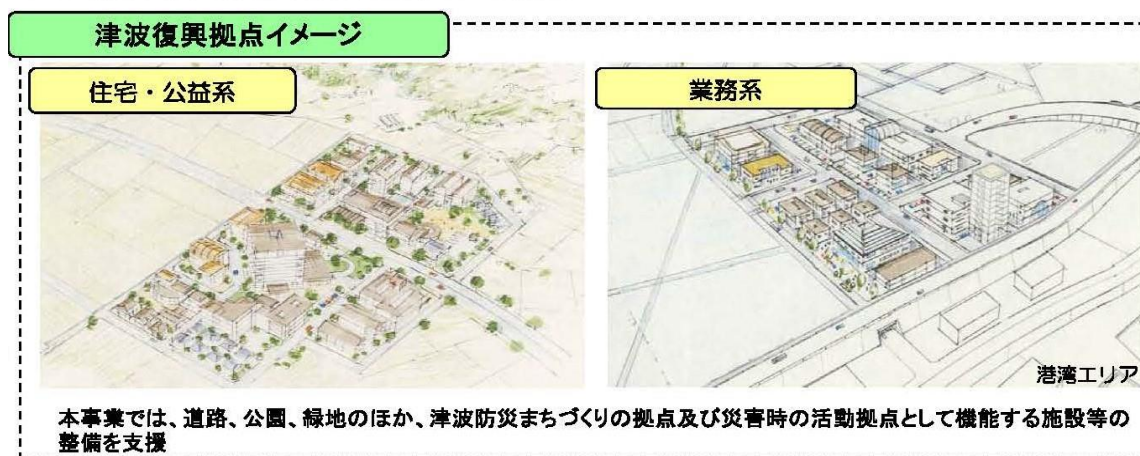


図 2-8 津波復興拠点イメージ

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では、市が主体となり大船渡地区周辺の大船渡町 7.7ha に対して、既往最大津波に対しても都市機能を維持するための拠点市街地整備を行いました。

■事業期間:平成 25 度～平成 29 年度

■事業費:4,328,697 千円



都市基盤の整備

出典：大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

(5) 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する事業です。

表 2-6 都市再生区画整理事業の概要

項目	内容
補助対象 補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急防災空地整備事業 土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用（減価補償地区以外も対象） ○都市再生事業計画案作成事業 土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に要する費用 ○被災市街地復興土地区画整理事業 区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町等
基本国費率	国：1/2 以内、地方公共団体：1/2 別途、地方負担軽減措置有

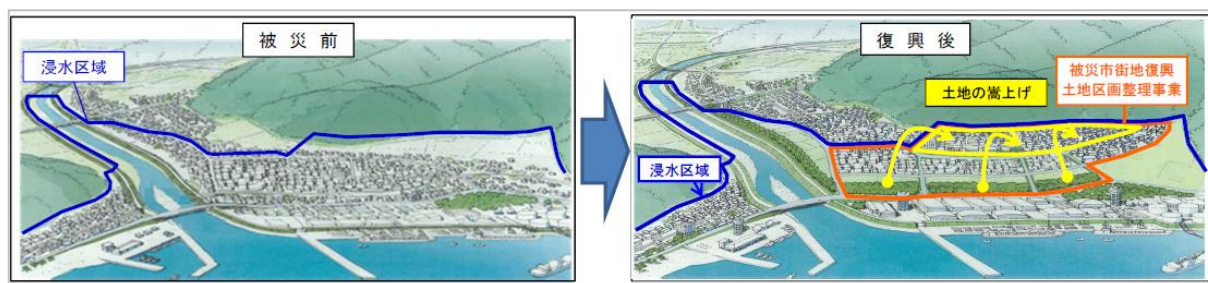


図 2-9 被災市街地復興土地区画整理事業

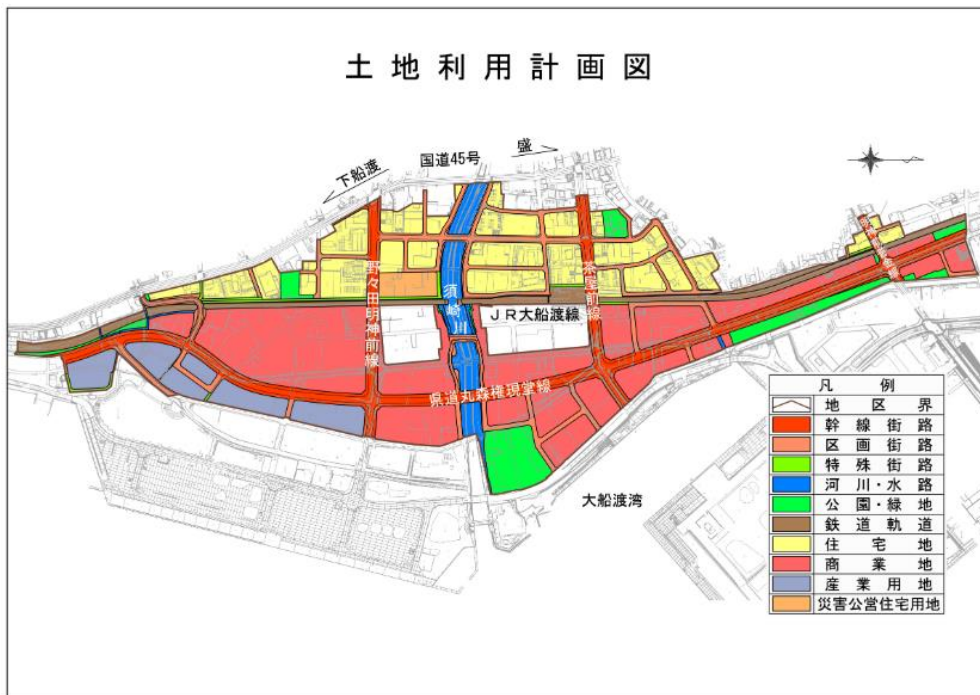
出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業

<参考>

大船渡市では、市が主体となり区画整理だけに留まらず、緊急防災空地整備事業、道路事業もこの被災市街地復興土地区画整理事業として行いました。

■事業期間:平成 24 年度～令和元年度

■事業費:15,733,366 千円



土地利用計画図

出典：大船渡市 HP

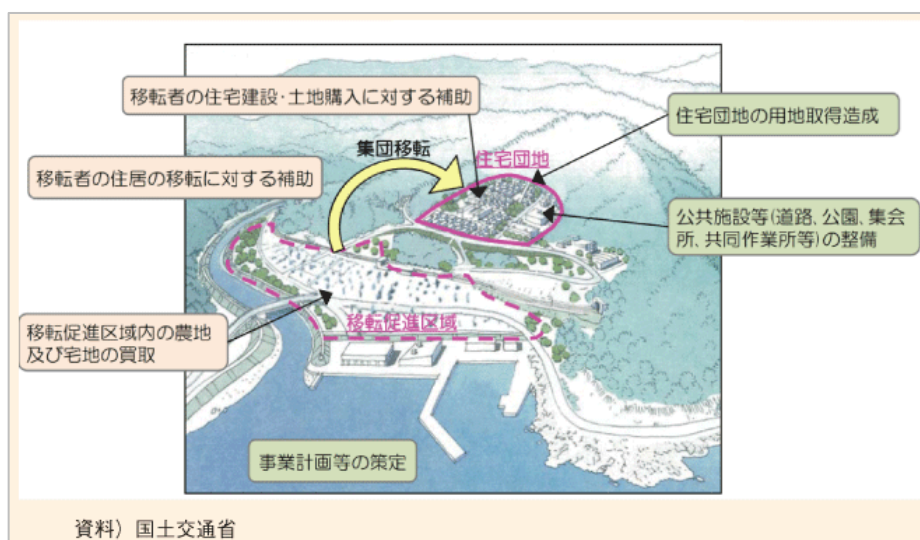
(6) 防災集団移転促進事業

東日本大震災により被災した地域において、住民の住居に相当ではないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業です。

表 2-7 防災集団移転促進事業の概要

項目	内容
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地（住宅団地に関連する公益的施設を含む）の用地取得及び造成に要する費用（移転者等に分譲する場合も分譲価格を超える部分は補助対象） ・移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費（借入金の利子相当額） ・住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 ・移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用（当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る） ・移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 ・移転者の住居の移転に対する補助に要する費用 ・計画策定費
補助要件	住宅団地の規模が5戸以上（移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数）
交付団体	県、市町
事業実施主体	県、市町
基本国費率	国：3/4、地方公共団体：1/4 別途、地方負担軽減措置有

出典：復興庁 東日本大震災復興交付金 基幹事業



資料) 国土交通省

図 2-10 防災集団移転促進事業のイメージ

出典：国土交通省

<参考>

大船渡市では、市が主体となり平成 24 年に事業計画を策定し、366 戸の集団移転を行いました。高台の住宅団地は、新たに山を切り開いて整備せざるをえないものもありますが、小規模であれば高台にある既存集落の空き地をいくつか組み合わせることで整備することも可能です。このような既存集落の空き地を活用する整備手法は、そのうちに大船渡市の防災集団移転促進事業の特徴として「差込型」と呼ばれるようになりました。

■事業期間:平成 24 年度～令和元年度

■事業費:16,536,040 千円



差込型の防災集団移転住宅団地(末崎町神坂地区)

出典:大船渡市 復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

＜参考＞

復興庁が整理した東日本大震災時に活用された復興交付金の基幹事業を以下に示します。

番号	事業名
文部科学省	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
B-1	医療施設耐震化事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
C-5	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)
C-6	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)
D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
D-4	災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
D-11	優良建築物等整備事業
D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
D-15	津波復興拠点整備事業
D-16	市街地再開発事業
D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
D-21	下水道事業
D-22	都市公園事業
D-23	防災集団移転促進事業
環境省	
E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

出典:復興庁_東日本大震災復興交付金 基幹事業 概要